

2026年4月26日

連絡先:

金杜法律事務所

特許部 パートナー弁理士 馬立栄 (日本語可)

北京市朝阳区東三環中路1号環球金融中心弁公樓18階

malirong@cn.kingandwood.com

D: +86 10 5878 5120 | M: +86 13641661068 (中国) | M: +81 80 5912 5678 (日本)

政策とニュース

[国家知識産権局、記者会見に出席し、専利の商用化と運用に関する特別行動の実施状況を紹介](#)

2026年3月23日、国務院報道弁公室が記者会見を開催し、国家知識産権局が専利の商用化と運用に関する特別行動の状況を紹介した ([参照リンクはこちら](#))。

- 国家知識産権局の胡文輝副局長によると、国家知識産権局は、専利の商用化と運用に関する党中央委員会・国務院の決定・方針を真摯かつ徹底的に実行に移し、関係各方面と連携して以下の成果を上げた。
 - 保有専利の活用および商用化のマッチングに関して、全国2,700以上の大学や研究機関で134万9000件の保有専利に対し初の一斉点検を行い、商用化の見込みが高い68万件の発明専利を選定して、46万社と的確にマッチングさせた。また、「知的財産権サービス万里行」などの説明会イベントを1万6000回以上開催し、150億元以上の専利に関する取引を成立させた。
 - 企業の成長と産業サプライチェーン強化の支援に関して、成長性の高い中小企業約9000社を選定し重点的に育成し、専利ナビゲーション、優先審査、権利保護・権利維持などの包括的な特別サポート政策を提供している。また、300以上の細分化された産業チェーンをめぐり、知的財産権によるサプライチェーンの強化や効率向上に関する業務を展開し、産業知的財産運営センターを約300カ所、知的財産権イノベーション連合体を281団体設立し、産業チェーンおよびサプライチェーンの強靱さと安全性を高めている。

- 3) 商用化による効果・利益と産業への貢献に関して、全国の専利譲渡・ライセンスの登録件数は 145 万 8000 件に達し、前年比 48%増となり、中でも大学・研究機関は 105.6%増であった。また、2025 年の全国の専利関連技術契約の取引額は 1 兆 1800 億元に達し、前年比 18.8%増であった。2024 年、中国の専利集約型産業の付加価値は 18 兆元を超え、対 GDP 比は 13.38%に上昇し、産業イノベーションを後押しするという専利の商用化・運用の役割がさらに際立っている。

次の段階では、国家知識産権局は、専利の商用化・運用を促進する持続的な仕組みを構築し、政策の方向性をさらに最適化するとともに、品質の基盤を固め、総合的な効果・利益を引き出し、良好なエコシステムを構築していく。また、イノベーションを促進する触媒および経済発展の加速器としての知的財産権制度の重要な役割を十分に発揮させ、イノベーション型国家および社会主義現代化強国の建設に向けて、より強固なサポートを提供していく。

国家知識産権局、「標準に関する発明専利出願ガイドライン」を公表

2026 年 3 月 14 日、国家知識産権局は「標準に関する発明専利出願ガイドライン」（以下「ガイドライン」、[参照リンクはこちら](#)）を公表した。ガイドラインは通信分野に焦点を当てており、その主な内容は以下のとおりである。

- ガイドラインでは、標準必須特許（以下「SEP」）の定義および認定方法を明確にした。SEP とは、標準の実施において不可欠な特許を指す。特許が SEP であるかどうかを判断するには、対応分析手法を用いることができる。即ち、クレームの技術的特徴を分解し、標準における関連記載を特定し、両者を比較し、対応するかどうかの結論を導き出す。分析ツールとしては、主にクレームチャートが用いられる。同時にガイドラインは、出願人が標準化の各段階に応じて相応の専利戦略を講じ、提案の初期段階では標準の動向を予測し初歩的なポートフォリオを構築し、起草・審議段階ではポートフォリオを細分化・重点化し、そして標準公表後は、凍結内容に合わせて審査中の専利出願クレームを補正し、標準に合わせるという要求を実現することを推奨している。
- 出願戦略に関して、ガイドラインは以下の 3 つの主要な制度ツールを示している。
 - 1) 優先権制度。出願人は、標準の提案が提出される前にできるだけ早く専利出願を行い、12 か月以内に優先権を主張して後続の出願を提出する。より早い出願日を確保しつつ、後でクレームを最適化するための余地を残すことができる。
 - 2) 新規性猶予期間制度。これは、2024 年に施行された『専利法実施細則』を援用したものであり、国务院の関連主管部門が認めた、

国際機関主催の学術会議または技術会議に参加し、そこで技術案を提出した場合、6か月の猶予期間内に専利を出願して証明資料を提出することが可能であり、この場合は、当該会議での開示が専利出願の新規性に影響を及ぼさないことを明確にしたものである。

- 3) 審査延期制度。出願人は実体審査請求を行う際に、1年、2年または3年の延期を請求することができる。出願日から3年以内に実体審査請求を行うという規定と併せて、最長6年間の審査待機期間を確保することができ、これにより実体審査のペースを標準の凍結時期に合わせることができる。
- ガイドラインでは、進歩性、並列の技術的解決手段、範囲を超える補正、クレームの保護範囲の明確性という4つの点について、次のような記述の提案を行っている。
 - 1) 進歩性に関して、同一世代での技術手法の調整と最適化、新世代における新たな問題の解決、新世代で継続する共通の技術的課題の解決という3種類の典型的な出願に対し、差別化のための記述ガイドラインと、審査意見に対する応答戦略をそれぞれ提示し、区別的な特徴および関連する特徴の全体を考慮しながら技術的示唆について論述することを強調している。
 - 2) 並列の技術的解決手段に関して、標準に採用される可能性がある複数の解決手段を、並列形式でクレームに含めることを推奨している。これにより、標準に採用される可能性が高まるだけでなく、無効宣告手続きにおいて技術的解決手段を削除・補正する余地が残される。
 - 3) 範囲を超える補正に関して、記述時に調整の余地を残し、実施例や図面を充実させて段階的な記述方法を採用することで、標準に合わせる後続の補正の根拠とすることを推奨している。
 - 4) クレームの明確性に関して、技術用語の使用と解釈、技術の実現における方法ステップの明確性、技術手法における前後の矛盾の回避などについて、具体的な規範を示している。

事例

◎ 最高院：専利侵害事件における金型破棄請求の審査および処理

事件の概要

最高人民法院（以下、「最高院」）は、上訴人である袁氏と、上訴人である寧波の医療会社（以下、「医療会社」）との間の発明専利権侵害をめぐる紛争事件について最終判決を下した。最高院は原判決を覆し、医療会社に対し、経済的損失および権利維持のための合理的な費用として総額 30

万元を賠償するよう命じた。また、医療会社に対し、被疑侵害品を製造するための専用金型を破棄するよう命じるとともに、追加で履行遅延金の責任を課した。

袁氏は、「関節運動支持保護具」という名称の発明専利（以下、「本件専利」）の専利権者である。当該専利の出願日は2014年7月29日、授権公告日は2018年3月23日である。2023年5月4日、袁氏は浙江省寧波市中級人民法院に訴訟を提起し、医療会社が製造、販売、販売の申し出を行っている関節保護具製品（以下、「被疑侵害品」）が本件専利権の保護範囲に含まれると主張し、医療会社に対し、被疑侵害品の製造、販売、販売の申し出を直ちに停止し、被疑侵害品の販売リンクを削除し、被疑侵害品の在庫および製造金型を破棄し、80万元の経済的損失を賠償するよう命じることを求めた。

一審裁判所は、被疑侵害品は本件専利の請求項1～4の保護範囲に含まれるとし、医療会社が許可を得ずに無断で被疑侵害品の製造、販売、販売の申し出を行ったことは専利侵害にあたるとの認識を示した。一審裁判所は医療会社に対し、本件専利権を侵害する製品の製造、販売、販売の申し出の行為を直ちに停止し、経済的損失として袁氏に8万元を賠償するよう命じ、袁氏のその他の訴訟請求については、棄却した（以下、「一審判決」）。

袁氏は一審判決を不服として最高院に上訴し、一審判決は懲罰的賠償に関する袁氏の訴訟請求を審理しておらず、法定賠償の適用には根拠がないこと、一審判決の賠償額が低すぎることを、医療会社が侵害警告書を受け取った後も悪意を持って販売を続けた結果、侵害による利益は一審判決の額をはるかに超えていること、被疑侵害品は特注品であり、医療会社は専門メーカーとして専用の製造金型を保有しているはずであるから、判決では金型の破棄を命じるべきであることを主張した。医療会社も一審判決を不服として最高院に上訴し、被疑侵害品は本件専利の請求項1の技術的特徴を有しておらず、本件専利の保護範囲に含まれていないこと、一審の賠償額は高すぎることを主張した。

最高院は二審において、本件二審の争点は、（1）被疑侵害の技術的解決手段が本件専利権の保護範囲に含まれるかどうか、（2）侵害にあたる場合、医療会社はどのように侵害責任を負うべきか、であるとし、次のような認識を示した。

第1の争点について、本件専利の明細書[0036]には、本件専利が手首、足首、膝などのさまざまな関節に適用可能であることが明確に記載されている。被疑侵害品は足首関節用の支持保護装置であり、「関節運動支持保護具」の技術的特徴を具備している。「関節伸展」に関して、本件専利の発明の目的および技術的効果を参照すると、これは、外観上で肢体が屈曲した状態から、制限的な保護を必要とする略直線の状態へと関節が伸展する過程であると理解すべきである。足首関節に適用する場合は、「つま先が曲がった」状態から「つま先が伸びた」状態へと変化することであり、解

剖学的につま先が曲がったときの足首関節の極限状態ではない。前述の理解に基づくと、被疑侵害品では、足首関節が伸展したときに2つの隣接する関節板が互いに接触し、「関節が伸展したときに、上部開口の2つの隣接する関節板がちょうど互いに接触する」という技術的特徴を具備する。要約すると、被疑侵害の技術的解決手段は、本件専利の請求項1~4の保護範囲に含まれる。

第2の争点について、最高院は、被疑侵害品はプラスチック製の関節保護具製品であり、その性質と特徴から製造工程では専用金型が存在すると推定できるとし、次のような認識を示した。医療会社の店舗ページには、同社が「製造と販売が一体化された有力企業」であり、「製造型ビジネスモデル」であり、その事業範囲には関連製品の製造も含まれることが示されている。袁氏が二審で提出した新たな証拠と、医療会社の自己認識とを結びつけると、被疑侵害品が専用製造金型を確実に有すると認定するのに十分である。医療会社は、製品はOEMによって製造されており、金型は第三者が保有していると反論したが、審問後に裏付けの証拠を提出しておらず、立証不能による不利益を受け入れるべきである。よって最高院は、医療会社が被疑侵害品の製造金型を保有・管理していると認定し、金型破棄に関する上訴の主張を支持した。

また、医療会社は、侵害警告書を受け取った後も積極的に対応せず、裁判所の審問後も依然として専用金型の具体的情報の提供を拒否した。判決後も侵害が継続する現実的な可能性があるため、最高院は、判決された義務を同社が法律に従って履行するよう促し、侵害行為の継続を効果的に防止するため、追加で、同社の金型廃棄の履行義務について履行遅延金の責任を課した。

賠償額については、最高院は、被疑侵害品の販売量、利益率、本件専利の技術的貢献、および他の事件での賠償状況などの要素を参考に調整し、原判決を覆して、医療会社に対し、経済的損失と権利維持のための合理的な費用として合計30万元を袁氏に賠償するよう命じた。

二審の事件番号：(2024)最高法知民終403号 判決については[こちらのリンク](#)を参照されたい。

モデル的な意義

本判決では、専利侵害訴訟において、被疑侵害品を製造するための専用金型の廃棄を命じるかどうかに関する審理の方針がさらに明確にされた。侵害製品の製造者が侵害品製造用の専用金型を保有または管理している可能性が高いことを専利権者が立証・証明するかまたは合理的に説明し、侵害の製造者が反論に十分な証拠を提出できなかった場合、人民法院は、金型廃棄に関する専利権者の訴訟請求を支持する判決を下すことができる。同時に、本件では追加で履行遅延金を課すことで、有効判決の積極的な履行を侵害者に促し、侵害行為の継続と損害・不利益の拡大を効果的に防止し

た。これは、知的財産権の「強力な保護」という明確な方向性を具体的に示し、法的効果と社会的効果の統一を実現したものである。